

○ 畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表1（定額助成（ハード事業））			別表1（定額助成（ハード事業））		
事業種類	事業内容等	上限単価	事業種類	事業内容等	上限単価
1 ほ場の区画拡大	(略)		1 ほ場の区画拡大	(略)	
(1) 水路の変更を伴わないもの			(1) 水路の変更を伴わないもの		
ア 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	27.5万円/10a 【20.0万円/10a】	ア 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	25.0万円/10a 【18.0万円/10a】
イ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合		25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	イ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合		23.5万円/10a 【17.0万円/10a】
ウ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	7.0万円/10a 【6.0万円/10a】	ウ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	6.0万円/10a 【5.0万円/10a】
エ 合 畦畔撤去のみの場合	(略)	4.0万円/100m 【4.0万円/100m】	エ 合 畦畔撤去のみの場合	(略)	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
オ 緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化	11.0万円/10a 【7.5万円/10a】	オ 緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化。	10.5万円/10a 【7.0万円/10a】
(2) 水路の変更を伴うもの			(2) 水路の変更を伴うもの		
ア 水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	46.5万円/10a 【33.0万円/10a】	ア 水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。	42.0万円/10a 【29.5万円/10a】
イ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	イ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置。	40.0万円/10a 【28.5万円/10a】
ウ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表		25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	ウ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表		22.5万円/10a 【16.5万円/10a】

	土扱いを行わない場合		
2	暗渠排水	(略)	
	(1) バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	(略)	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】
	(2) バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	22.0万円/10a 【16.0万円/10a】
	(3) トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	18.0万円/10a 【13.5万円/10a】
	(4) 掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	12.5万円/10a 【9万円/10a】
3	湧水処理	(略)	
	(1) 表土扱いを行う場合	(略)	24.0万円/100m 【17.0万円/100m】
	(2) 表土扱いを行わない場合	(略)	23.0万円/100m 【16.5万円/100m】
4	末端畑地かんがい施設	(略)	
	(1) 樹園地の場合	(略)	35.0万円/10a 【24.5万円/10a】
	(2) 樹園地以外の畑地の場合	(略)	21.5万円/10a 【15.0万円/10a】
	(3) ほ場外からの接続管	(略)	7.0万円/10m 【5.0万円/10m】
	(4) 給水栓設置のみの場合	(略)	2.5万円/箇所 【2.0万円/箇所】
5	土層改良	(略)	
	(1) 反転耕	(略)	30.0万円/10a 【22.0万円/10a】
	(2) 混層耕	(略)	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】

	土扱いを行わない場合		
2	暗渠排水	(略)	
	(1) バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	(略)	19.0万円/10a 【13.5万円/10a】
	(2) バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	17.0万円/10a 【12.0万円/10a】
	(3) トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	12.0万円/10a 【8.5万円/10a】
	(4) 掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	10.5万円/10a 【7.5万円/10a】
3	湧水処理	(略)	
	(1) 表土扱いを行う場合	(略)	20.5万円/100m 【14.0万円/100m】
	(2) 表土扱いを行わない場合	(略)	18.5万円/100m 【12.5万円/100m】
4	末端畑地かんがい施設	(略)	
	(1) 樹園地の場合	(略)	29.0万円/10a 【20.5万円/10a】
	(2) 樹園地以外の畑地の場合	(略)	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
	(3) ほ場外からの接続管	(略)	6.5万円/10m 【4.5万円/10m】
	(4) 給水栓設置のみの場合	(略)	2.0万円/箇所 【1.5万円/箇所】
5	土層改良	(略)	
	(1) 反転耕	(略)	28.0万円/10a 【20.5万円/10a】
	(2) 混層耕	(略)	2.0万円/10a 【1.5万円/10a】

(3) 堆肥施用	(略)	3.5万円/10a 【2.0万円/10a】
(4) 明渠排水	(略)	(略)
(5) 客土	(略)	27.5万円/10a 【19.0万円/10a】
(6) 除礫	(略)	25.0万円/10a 【17.0万円/10a】
6 更新整備	(略)	
(1) 用水路	(略)	15.0万円/10m 【10.5万円/10m】
(2) 排水路	(略)	28.0万円/10m 【20.5万円/10m】
(3) 農作業道	(略)	12.5万円/10m 【8.5万円/10m】
(4) 排水口	(略)	5.0万円/箇所 【3.5万円/箇所】
(5) (略)	(略)	
7 畑作転換工		
(1) 額縁明渠工	(略)	(略)
(2) 酸度矯正	(略)	(略)

注) (略)

1～4 (略)

5 2に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を加算するものとする。

6 一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、次に定めるとおり加算するものとする。

ア 2にあつては、受益面積10アール当たり3万5千円を加算

イ 3にあつては、施工延長100メートル当たり3万円を加算

7 2に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を加算するものとする。

8 (略)

(3) 堆肥施用	(略)	2.0万円/10a 【1.5万円/10a】
(4) 明渠排水	(略)	(略)
(5) 客土	(略)	26.0万円/10a 【17.5万円/10a】
(6) 除礫	(略)	23.5万円/10a 【16.0万円/10a】
6 更新整備	(略)	
(1) 用水路	(略)	12.5万円/10m 【8.5万円/10m】
(2) 排水路	(略)	22.0万円/10m 【16.0万円/10m】
(3) 農作業道	(略)	11.5万円/10m 【8.0万円/10m】
(4) 排水口	(略)	4.0万円/箇所 【3.0万円/箇所】
(5) (略)	(略)	
7 畑作転換工		
(1) 額縁明渠工	(略)	(略)
(2) 酸度矯正	(略)	(略)

注) (略)

1～4 (略)

5 2に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。

6 2及び3に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(3にあつては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。

(新設)

(新設)

7 2に関して、外注(有償)により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。

8 (略)

#### 4 整備内容補足資料

##### (1) 定額助成（ハード事業）に係る助成額

事業種類	単価 A	受益面積又は施工延長 B	助成額（百万円） C = A × B
ほ場の区画拡大			
水路の変更を伴わないもの			
高低差10cm超	27.5万円/10a ( )	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	25.5万円/10a ( )	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	7万円/10a ( )	〇〇a	
畦畔除去のみ	4万円/100m ( )	〇〇m	
緩傾斜化	11万円/10a ( )	〇〇a	
水路の変更を伴うもの			
高低差10cm超	46.5万円/10a ( )	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	44.5万円/10a ( )	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	25.5万円/10a ( )	〇〇a	
暗渠排水			
バックホウ工法 表土扱い有り	22.5万円/10a ( )	〇〇a	
バックホウ工法 表土扱い無し	22万円/10a ( )	〇〇a	
トレンチャ工法	18万円/10a ( )	〇〇a	
掘削同時埋設工法	12.5万円/10a ( )	〇〇a	
湧水処理			
表土扱い有り	24万円/100m ( )	〇〇m	
表土扱い無し	23万円/100m ( )	〇〇m	
末端畑地かんがい施設			
樹園地	35万円/10a ( )	〇〇a	
樹園地以外	21.5万円/10a ( )	〇〇a	
ほ場外からの接続管施工	7万円/10m ( )	〇〇m	
給水栓設置のみ	2.5万円/箇所 ( )	〇〇箇所	
土層改良			
反転耕	30万円/10a ( )	〇〇a	
混層耕	2.5万円/10a ( )	〇〇a	

#### 4 整備内容補足資料

##### (1) 定額助成（ハード事業）に係る助成額

事業種類	単価 A	受益面積又は施工延長 B	助成額（百万円） C = A × B
ほ場の区画拡大			
水路の変更を伴わないもの			
高低差10cm超	25万円/10a ( )	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	23.5万円/10a ( )	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	6万円/10a ( )	〇〇a	
畦畔除去のみ	3.5万円/100m ( )	〇〇m	
緩傾斜化	10.5万円/10a ( )	〇〇a	
水路の変更を伴うもの			
高低差10cm超	42万円/10a ( )	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	40万円/10a ( )	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	22.5万円/10a ( )	〇〇a	
暗渠排水			
バックホウ工法 表土扱い有り	19万円/10a ( )	〇〇a	
バックホウ工法 表土扱い無し	17万円/10a ( )	〇〇a	
トレンチャ工法	12万円/10a ( )	〇〇a	
掘削同時埋設工法	10.5万円/10a ( )	〇〇a	
湧水処理			
表土扱い有り	20.5万円/100m ( )	〇〇m	
表土扱い無し	18.5万円/100m ( )	〇〇m	
末端畑地かんがい施設			
樹園地	29万円/10a ( )	〇〇a	
樹園地以外	18.5万円/10a ( )	〇〇a	
ほ場外からの接続管施工	6.5万円/10m ( )	〇〇m	
給水栓設置のみ	2万円/箇所 ( )	〇〇箇所	
土層改良			
反転耕	28万円/10a ( )	〇〇a	
混層耕	2万円/10a ( )	〇〇a	

堆肥施用	$\frac{3.5\text{万円}/10\text{a}}{(\quad)}$	〇〇a	
明渠排水	(略)	(略)	
客土	$\frac{27.5\text{万円}/10\text{a}}{(\quad)}$	〇〇a	
除礫	$\frac{25\text{万円}/10\text{a}}{(\quad)}$	〇〇a	
更新整備			
用水路	$\frac{15\text{万円}/10\text{m}}{(\quad)}$	〇〇m	
排水路	$\frac{28\text{万円}/10\text{m}}{(\quad)}$	〇〇m	
農作業道	$\frac{12.5\text{万円}/10\text{m}}{(\quad)}$	〇〇m	
排水口	$\frac{5\text{万円}/\text{箇所}}{(\quad)}$	〇箇所	
特認事業	$\frac{〇〇\text{万円}/〇〇}{(\quad)}$	〇〇	
畑作転換工			
額縁明渠工	(略)	(略)	
酸度矯正	(略)	(略)	
合計			

堆肥施用	$\frac{2\text{万円}/10\text{a}}{(\quad)}$	〇〇a	
明渠排水	(略)	(略)	
客土	$\frac{26\text{万円}/10\text{a}}{(\quad)}$	〇〇a	
除礫	$\frac{23.5\text{万円}/10\text{a}}{(\quad)}$	〇〇a	
更新整備			
用水路	$\frac{12.5\text{万円}/10\text{m}}{(\quad)}$	〇〇m	
排水路	$\frac{22\text{万円}/10\text{m}}{(\quad)}$	〇〇m	
農作業道	$\frac{11.5\text{万円}/10\text{m}}{(\quad)}$	〇〇m	
排水口	$\frac{4\text{万円}/\text{箇所}}{(\quad)}$	〇箇所	
特認事業	$\frac{〇〇\text{万円}/〇〇}{(\quad)}$	〇〇	
畑作転換工			
額縁明渠工	(略)	(略)	
酸度矯正	(略)	(略)	
合計			

## 附 則

- この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- この通知による改正後の定額助成の単価については、令和8年度以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和7年度以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。